

「第二期 唐津市子ども・子育て支援事業計画」における提供区域設定について

1 提供区域とは

(1) 計画への記載が必須とされている

「子ども・子育て支援事業計画」では下記が必須記載事項としてあげられている。

「各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み」
 「教育・保育提供区域の設定」
 「実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期」
 を各年度毎に示す。

併せて、地域子ども・子育て支援事業についても提供区域ごとに計画期間における「事業の量の見込み」を定め、それに対応するよう事業ごとに確保の内容及び実施時期を計画に掲載することが基本指針としてあげられている。

(2) 計画上の区域であり、施設利用の範囲を決めるものではない

提供区域は、施設を整備する上での計画上の区域のことであり、市民のサービス利用可能区域を決めるものではない。利用者の施設・事業選択は計画における提供区域の数により影響を受けることはない。

「施設施設や事業の利用については、提供区域内での利用が原則。ただし、区域外の施設・事業の利用も可能」(国基本指針)

2 現行計画での提供区域設定

現行の計画においては、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を「1」(市全域)と設定している。ただし放課後児童クラブは子ども本人の移動に関わるため小学校区を基本とする33区域で設定している。

第4章 2 提供区域の設定

「1区域」とした理由

- ①自家用車での送迎が日常的である現在においては、移動の距離的な問題は少なく、施設・事業所を選択する条件としても勤務先の所在地、施設・事業所周辺の交通環境、施設・事業所の運営方針などさまざまであるため、区域を複数設定しても居住区域外の利用が十分考えられること。
- ②5年間という長期の計画においては、細かい区域での量の見込みの推計は実態とかけ離れることが考えられ、全市を「1区域」としたほうが、年度ごとに地域の需要を考慮しながら施設や事業の整備をするにあたってより効果的であること。
- ③これまでも地域ごとの人口動態や需要の推移を考えた上で、市全体1区域)で施設や事業の整備を図っており、本市の実情に即していること。

3 第二期計画における提供区域設定(事務局案)

教育・保育の提供区域については現行計画を踏襲し、引き続き市全域で1つの提供区域とする(放課後児童クラブは小学校区別を基本とする)。ただし、第二期計画で、大量の需要発生、著しい利用状況の変化が起こった場合は、市内全体の視野で調整し、地域の実情に応じて施設整備を検討する等の適正な対応を図ることとする。

参考

(1) 市内の施設マップ

(唐津中心部エリア)



(唐津周辺部エリア)

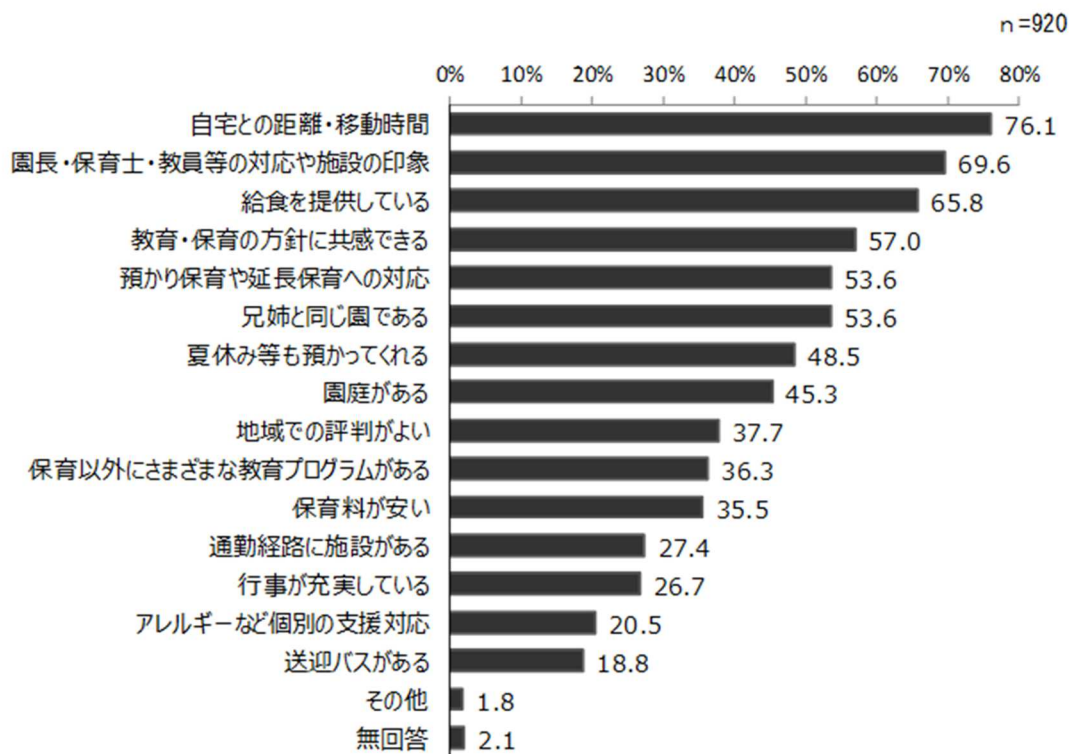


(2019年度版 唐津市子育てガイドブック より)

(2) アンケート調査結果における状況

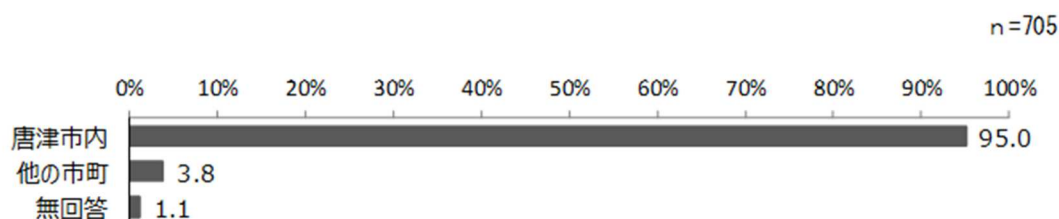
教育・保育事業（施設）を選ぶ際に重視することでは、「自宅との距離・移動時間」が76.1%と最も多くなっている。

▼（就学前児童）問 20 教育・保育事業（施設）を選ぶ際に、重視することは何ですか



現在利用している教育・保育事業の実施場所では「唐津市内」が95.0%となっており、利用のほとんどが市内で充足している。

▼（就学前児童）問 15-3 現在、最も多く利用している教育・保育事業の実施場所はどこですか



距離・移動時間を重視する傾向にある中でも、実際の利用の大多数は市内施設で充足している。仮に今後施設整備を優先すべき地域が生じた場合でも、提供区域を「1」とすることはそのエリアへの整備を妨げるものではないため、より柔軟な対応を可能とするためにも市全域の視野で需要に対する確保の方策を検討していくことが現実的と考えられる。